

2009年7月7日

各位

エー・シー・エス債権管理回収株式会社

法務省による業務改善命令に関するお知らせ

2009年7月7日、法務省より債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定に基づく業務改善命令を受けました。

この度は、お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけすることになりましたことを心よりお詫び申し上げます。

弊社は今回の業務改善命令の内容を真摯に受け止め、速やかに改善に取り組むとともに、内部統制の充実・強化及び法令遵守態勢の構築を図り、再発防止に努めてまいり所存であります。今後とも、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1. 業務改善命令の内容について

法務省による業務改善命令の内容は、以下のとおりであります。

内部統制の充実・強化を図ること

法令遵守態勢を構築すること

上記 及び に関する業務改善計画を2009年8月6日までに提出し、以後、計画の実施完了までの間、実施状況を1か月ごとに報告すること。

2. 改善策について

業務改善命令に対する改善策については、以下の内容を骨子に具体的な改善策及びその改善計画を早急に決定し、確実に改善計画を実行いたします。

内部統制の充実・強化に取り組む経営姿勢を社内において明確化いたします。業務の遂行に必要となる社内規則を再整備し、これを遵守する態勢を構築いたします。

業務を適切に分離・分担させることにより、役職員の権限・責任を明確化し、相互牽制が有効に機能する組織体制を構築します。

過誤事例や不備事例が発生した場合には、原因を分析し、その分析結果に基づき再発防止策等を策定した上で、当該再発防止策等を迅速かつ確実に実行することのできる態勢を構築いたします。

上記の態勢の実効性を自ら検証することのできる内部監査態勢を構築いたします。

以上